

# 令和8年度 会計年度任用職員を募集します

川辺町では、会計年度任用職員として勤務していただける方を募集します。

## 1. 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、原則として1会計年度(4月～翌年3月)を任期として採用される非常勤職員です。会計年度任用職員についても地方公務員法上の服務(守秘義務など)に関する規定が適用されます。

## 2. 申込方法

川辺町会計年度任用職員任用申込書に顔写真を貼付し、必要事項を記入の上、各資格の写し(運転免許証を除く)を添えて下記受付期間内に役場総務課へ持参若しくは郵送にて提出してください(申込書は役場総務課にて配付及び町のホームページにてダウンロードできます)。

## 3. 募集受付期間

令和8年7月10日(金曜日)まで  
※持参の場合の受付時間は、9時～16時30分  
※郵送の場合は、7月10日(金曜日)必着

## 4. 選考

- ・書類選考及び面接を経て採用を決定します(面接は7月を予定しておりますが、具体的な面接日や面接時間については、改めてご連絡します)。
- ・令和8年12月25日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。)に基づき、施行後に採用される方でこどもに接する業務に従事する場合は、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。本試験の最終合格後、任命権者による採用手続等の過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認し、特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、採用されない場合等があります。  
【特定性犯罪の例】不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行 など

## 5. 選考結果

選考結果は、7月下旬に文書にて通知します。

## 6. 勤務条件

令和8年8月1日から令和9年3月31日まで(採用日については相談可)  
※翌年度も職が設定され、勤務成績が良好な場合、再度任用される場合があります。

◎ 地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 川辺町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

### 【 募集する職種 】

◆ 保育士・保育教諭(月額・時給)(2名)	
業務内容	保育・教育業務など
勤務時間	(月額)月曜～土曜日のうち5日間 7時30分から19時のうち7時間程度 (時給)月曜～土曜日 7時30分から19時のうち必要な時間
勤務場所	第1こども園、第2こども園
必要資格	保育士 及び 幼稚園教諭(※取得見込みも可)及び普通自動車運転免許
報酬(月額)	207,100円 / 月～ (本町職員としての経験がある場合は加算されます。)
報酬(時給)	1,200円 / 時間
諸手当	通勤手当(通勤距離2km以上) 期末勤勉手当(1週間の平均勤務時間15時間30分以上、最大4.65月/年)
その他	時間・日数等は調整できます。

#### ●休暇

任用期間に応じて年次有給休暇(1年間に最大20日)を付与します。

#### ●社会保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

#### ●雇用保険

加入要件を満たす職種については適用となります。

問い合わせ 川辺町役場総務課 TEL 53-2511